

令和8年度 住宅リフォーム・宮クーポン事業 一般・子育て・三世代同居枠 申請要項

1～5. 実施目的、事業概要、予算枠総額、申請請区分別交付金額	1 ページ
6. 申請要件	2 ページ
7. 申請時提出書類	3 ページ
8. 申請から完了報告の手続きの流れ	4 ページ
9. 工事完了報告時の提出書類	5 ページ
10. 宮クーポン券の交付について	6 ページ
【別表：申請対象となるリフォーム工事一覧表】	7～8 ページ

申請枠名	クーポン交付額	窓口受付期間
子 育 て 枠	15万円	令和8年4月13日(月)～ 予算枠終了 ※一般枠より1日先行して受付開始
三 世 代 同 居 枠	20万円	
一 般 枠	10万円	令和8年4月14日(火)～ 予算枠終了

【令和8年度からの重要な変更点】

- 1) 郵送受付のみ、申請枠に関係なく **令和8年4月1日(水)消印分より先行受付**を開始します。**3月中の消印分は受付しません**のでご注意ください。
- 2) 本年度より三世代同居枠は、**令和8年4月1日以降～完了報告書提出時点で、新たに親・子・孫が同居(住民票が異動)していること**が条件となります。また、過去に三世代同居枠を利用済の住宅は申請できません。
- 3) 子育て枠の対象者は、**0～6歳の未就学児童がいる世帯(令和2年4月2日(木)以降誕生)又は申請時点で妊婦がいる(母子手帳が提示できる)世帯**となります。
- 4) 申請時に、**申請者の身分証明書又は住民票、固定資産税課税明細書の添付が必須**となります。

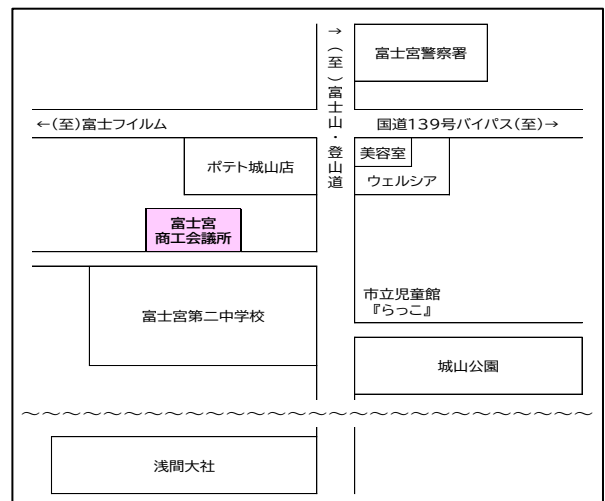
【書類送付・提出・問合せ先】

418-0068 富士宮市豊町18-5 富士宮商工会議所
電 話：0544-26-3101
FAX：0544-26-0303

<受付・問合せ時間>

平日9:00～17:00

平日12～13時及び土日祝日・年末年始を除く



1. 実施目的

富士宮市民が実施する住宅リフォーム工事に際して、富士宮市内だけで使用できる商品券（以下「宮クーポン券」と呼ぶ）を施工依頼者である富士宮市民（申請者）に交付することで、住宅関連施工業者を中心とした地域経済の活性化並びに市民の居住環境の改善及び市内消費の活性化を図ることを目的とする。

2. 実施主体

富士宮商工会議所

3. 事業概要

商品券「宮クーポン」を発行し、住宅リフォーム工事実施市民に交付する。事業の趣旨に賛同した富士宮市内事業所に加盟店登録いただき、商工会議所は、クーポン券が使用できる加盟店を消費者に周知する。

4. 交付総額（予算総額）

住宅リフォーム工事実施市民に対して、宮クーポン券4,500万円を交付する。

5. 申請区分別交付金額について

申請区分	交付金額	対象となるリフォームの工事金額
一般 枠	10万円	住宅リフォーム工事金額30万円以上（消費税込）
子育て 枠	15万円	
三世代同居枠	20万円	

【注意事項】

- 1) 子育て・三世代同居枠で応募する場合は、それぞれで追加の必須募集要件（2ページ参照）を満たす必要があります。
- 2) 子育て・三世代同居枠を同一工事で組み合わせることはできません。
- 3) 申請終了後に、一般申請から子育て・三世代同居枠への申請区分変更はできません。
- 4) 完了報告の際に、子育て・三世代同居枠申請の要件を満たしていないことが確認できた場合、一般申請として変更（交付金額が減額）となる場合があります。

6. 申請要件

全 枠 共 通 申 請 要 件	申請者本人が 富士宮市内に所有かつ居住の住宅 であること (※1、2、3)
	リフォームする住宅が 居住要件(台所・トイレ・風呂)を完備 する建物であること
	申請者本人の 住民票の登録住所とリフォーム住宅の地番が同じ であること (※4)
	申請者本人は、 市税の滞納がない こと
	同一世帯員によって、 重複で申請していない住宅 であること
	本事業で 過去にクーポン交付を受けていない住宅(建物) であること (※5)
	30万円以上(消費税込、振込手数料除く)の改築・改装工事 であること (※6)
	改築・改装工事の 着工が、令和8年4月1日以降 であること
	改築・改装工事が、 令和8年11月30日までに完了(予定) であること
	元請施工業者が、 富士宮市内に本社(店)登記がある法人 であること 又は、 同市住所で納税申告している個人の施工業者 (※7) であること
当該工事に 富士宮市が実施する他の補助制度を利用しない こと	
各申請枠の条件を 一つでも満たさなかった場合、交付取消に同意 できること	
子 育 て 枠 追 加 要 件	申請者本人の同一世帯に 0歳～6歳迄の未就学児童 がいること (※8、※9) 又は、申請者本人の同一世帯に 妊婦(母子手帳が提示可能) がいること
三 世 代 同 居 枠 追 加 要 件	令和8年4月1日から完了報告書提出迄に、 新たな三世代同居が確認 できること (※10) 過去に三世代同居枠でクーポン交付を受けていない住宅(建物) であること
※1 申請者が所有していない住宅の場合、リフォームする住宅の所有者の同居の家族が申請者であることが確認できれば申請可能。また、二世帯住宅の場合であっても、前述の内容が確認できれば申請可能。 ※2 同じ敷地内(同じ住所内)で住宅が2つ以上ある場合、過去に申請がない住宅でかつ申請者本人が所有かつ居住の住宅(上記※1含む)が確認できれば申請可能。 ※3 同じ敷地内(同じ住所内)かつ同一住宅であっても、所有者が相続対象外の者(売買による所有者変更)であれば申請可能。 ※4 住所と地番が異なる場合は、ご相談ください。また工事完了時点でリフォームする住宅の住所が住民票と一致する場合も申請可能。 ※5 申請者本人又はその家族が、祖父母や両親から相続した住宅で過去に利用歴がある場合は対象外 ※6 【別表：対象工事一覧(7～8ページ)】にて対象となるリフォーム工事を確認 ※7 施工業者が支店・営業店・出先機関等の場合は対象外となり申請不可 ※8 子育て枠の申請は、完了報告時点で未就学児童が登録された住民票が提出できる方を対象 ※9 未就学児童とは、令和2年4月2日(木)以降に生まれた0歳～6歳迄の児童 ※10 完了報告時点で、三世代同居が確認できない場合、一般枠での受付に変更、又は過去一般・子育て枠利用同居は、受付取消となる(宮クーポンの交付ができません)	

7. 申請時の提出書類

提出書類名		提出時の留意事項
1. 事業申請書		申請者名又は住宅所有者名と見積書の氏名が一致していること
2. リフォーム工事の見積書 【コピー可、返却不可】		<input checked="" type="checkbox"/> 申請者氏名（フルネーム）が記載されていること <input checked="" type="checkbox"/> 関連工事含めた全ての工事が確認できるものであること
3. リフォーム工事前の リフォーム箇所の写真		<input checked="" type="checkbox"/> 写真に <申請者氏名・住所・撮影日> を記載すること。 ※写真は、A4用紙にまとめて印刷したのもでも可 <input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所が複数ある場合、各箇所の写真を用意すること
今年度より追加 4. 固定資産税課税明細書 【コピー可、返却不可】 又は名寄帳 ※1 【コピー不可、返却不可】		<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書の場合は、令和7年4月1日以降のもので、かつ『納税義務者名 = 申請者名』又は『納税義務者の住所 = 申請者の住所』が確認できること。 <input checked="" type="checkbox"/> 名寄帳の場合、令和8年4月1日以降のもので、発行から3ヶ月以内であること <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム予定の住宅が記載されていること <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム予定の住宅の地番と住民票の住所の一致が確認できること。
今年度より追加 5. 申請者又は同居者の居住実態の確認書類	一般枠	★申請者及び住宅所有者の身分証明書 【コピーのみ、返却不可】 （免許証の両面、マイナンバーカード、健康保険証） <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と住宅所有者が異なる場合は、申請者と所有者それぞれの身分証明書（証明書記載の住所がリフォーム住宅住所と同じであること） <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム予定の住宅と同住所のものであること
	子育て枠 妊婦がいる世帯のみ	★申請者の身分証明書 【コピーのみ、返却不可】 （免許証の両面、マイナンバーカード、健康保険証） ★母子手帳【コピー可、申請者と親子関係がわかるページの写し】
	子育て枠 未就学児童	★住民票 ※2 【原本のみ、コピー不可】 <input checked="" type="checkbox"/> 令和8年4月1日以降で、発行から3ヶ月以内であること <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム予定の住宅と同住所で、世帯員全員が記載され、かつマイナンバーの記載がないものであること
	三世帯同居枠	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム予定の住宅と同住所で、世帯員全員が記載され、かつマイナンバーの記載がないものであること
※1 固定資産課税明細書は、毎年5月頃に富士宮市より郵送される「固定資産税・都市計画税納税通知書」に同封されています。名寄帳は、富士宮市役所1階収納課、市内出張所、公民館・交流センターにて300円/通で取得可能です。 ※2 住民票は、富士宮市役所1階市民課、市内出張所、公民館・交流センターにて300円/通で取得可能です。		

8. 申請から完了報告の手続きの流れについて

日付	手続概要	備考
令和8年 3月25日(水)頃	申請書公開	当所ホームページにて
4月 1日(水)	申請書配布開始	当所及び芝川商工会窓口にて
	郵送受付開始 ※注1	4月1日付の消印分より
4月13日(月)9時	窓口受付開始 ※注2	子育て・三世代同居枠のみ
4月14日(火)9時	窓口受付開始	一般枠含む全枠
5月 1日(金)	交付決定通知郵送 ※注3	4月20日迄に申請受付完了の方
(予算枠に達した日)	受付終了 ※注4	
6月30日(火)	完了報告書郵送 ※注5	6月12日迄に交付決定済の方
7月 1日(水)	完了報告書受付開始(随時)	
7月31日(金)	宮クーポン発送開始(随時)	7月20日迄に完了報告提出済の方
8月 1日(土)	宮クーポン利用開始	
8月31日(月)	申請取消受付〆切 ※注6	
11月30日(月)	完了報告書提出〆切 ※注7	
	三世代同居の住民票異動〆切	
令和9年 1月上旬	宮クーポン利用期限案内郵送	
1月31日(日)	宮クーポン利用終了 ※注8	

注1) 郵便申請の場合、3月中の消印分は一切受付いたしません。郵便申請は、簡易書留又はレターパックにて郵送ください。受取確認がとれない申請で受領に不備があっても、当方では責任を持ちません。また、郵便申請の受付日は、郵便消印日となります。

注2) 窓口受付は平日9:00~17:00迄(土日祝日・12~13時の昼休憩時を除く)となります。

注3) 申請に不備(提出書類不足や記載内容不備等)がある場合、訂正の確認後に、各通知の郵送となります。

注4) 予算枠に達するまで申請は受付しますが、必ず11月30日(月)までに完了報告書が提出できる方に限ります。なお、予算枠到達日は提出分及び郵便消印分での抽選となります。また、予算枠到達に関する申請受付ルールは次の通りです。

予算枠到達前日迄の申請	交付決定分として受付 ※書類不備や申請内容に虚偽が確認されない場合に限る
予算枠到達日の申請	(到達日窓口受付分+到達日郵送消印分)で抽選を実施
予算枠到達後の申請	落選

注5) 完了報告書は、事前発行、インターネット発行はしません。6月12日以降の受付は随時の送付となります。

注6) 申請を取消される場合(期日内に工事ができない等)は、他の方のご迷惑になるため、必ずご一報ください。また、特段の事情の無いキャンセルは、翌年度申請は出来ませんのでご注意ください。

注7) 期日内に工事が完了しない場合、必ず事前にご一報ください。

注8) 令和9年2月1日(月)以降は、当該クーポンは商品券としての効力を失うため、期日内にご利用ください。

9. 工事完了報告時の提出書類

提出書類名	提出時の留意事項
1. 完了報告書兼宮クーポン交付請求書	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者名と請求書記載の氏名が一致していること <input checked="" type="checkbox"/> 施工業者による代理申請の場合は、委任欄に必ず署名をすること
2. 市税完納証明書 ※1 【コピー不可、返却不可】	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年7月1日以降で、発行から3ヶ月以内であること <input checked="" type="checkbox"/> 申請者名義のもので、かつ最新の年度のものであること <input checked="" type="checkbox"/> 転居が伴うリフォームは、転居後の住所が記載されたものであること
3. 工事代金の請求書 【コピー可、返却不可】	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者氏名（フルネーム）が記載されていること <input checked="" type="checkbox"/> 関連工事含めた全ての工事が確認できるものであること
4. 工事代金の領収証 又は振込明細 ※2 【コピー可】	<input checked="" type="checkbox"/> 施工業者名が確認できるもの <input checked="" type="checkbox"/> 30万円以上（税込）の工事代金の支払が確認できるもの <input checked="" type="checkbox"/> 金融機関押印の振込明細書又はネットバンクの場合は、振込完了がわかる書類であること ※2
5. 対象工事の工事完了写真	<input checked="" type="checkbox"/> 写真に <申請者氏名・住所・撮影日> を記載すること。 ※写真は、A4用紙にまとめて印刷したもので可 <input checked="" type="checkbox"/> 施工前と同じ場所で撮影した、工事完了後のものであること <input checked="" type="checkbox"/> 施工箇所が複数ある場合、各箇所の写真を用意すること
6. 利用者アンケート（1枚）	インターネットからでも回答可
7. 建築基準法に基づく検査済証の写し	増築の場合のみ、詳しくはリフォーム業者にお尋ねください
※転居又は三世代同居（申請時同居前の方）のみ提出	<転居の場合>
8. 住民票 【原本のみ、コピー不可】	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年7月1日以降で、発行から3ヶ月以内であること <input checked="" type="checkbox"/> 転居後の住所の住民票であること
	<三世代同居前の場合>
※1 市税完納証明書は、富士宮市役所1階収納課にて300円/通で取得可能です。（平日8:30～17:15）なお、納める市税が無い場合でも、当該証明書の申請をすることで「滞納無証明書」が発行されますので、そちらを必ずご提出ください。 ※2 銀行窓口又はネットバンク振込でお支払の場合は、下記の書類でも代用が可能です。 ▶ 金融機関窓口で振込の場合 → 振込明細のコピー ▶ ネットバンクで振込の場合 → 振込日・振込先・振込金額がわかる明細ページのコピー	

10. 宮クーポン券の交付について

交付に関する 注意事項	<ol style="list-style-type: none">1) 交付には、<u>リフォーム工事が終了し、完了報告書及び添付書類を不備なく提出する</u>必要があります。2) 7月20日までに完了報告書が提出された方は、7月31日発送で宮クーポン券を書留郵便にて送付します。3) 7月20日以降の完了報告提出者は、原則毎月第1・3金曜日に書留郵便にて送付します。4) 書留郵便の不在時の預り期間は、<u>不在票がポストに投函されてから7日間となる</u>ため、必ず期間内に受取の手続きをお願いします。
利用期間	令和8年8月1日(土)～令和9年1月31日(日)
利用に関する 注意事項	<ol style="list-style-type: none">1) 本クーポン券は、<u>リフォーム工事代金の支払には利用できません</u>。2) 本クーポン券は通し番号が印字されています。番号部分を破ったり、番号が確認できない状態では利用できません。3) 本クーポン券はお釣りが出ません。4) 本クーポン券は、両替・交換・譲渡・売買のほか、有価証券、前払式支払手段（切手・ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等）には利用できません。5) たばこ・宝くじの購入、税金、公共料金、の支払には利用できません。6) 二次利用及び業者間の決済手段としての利用はできません。7) 本クーポン券は別に定める取扱加盟店で利用できます。8) 本クーポン券の半分の額は全加盟店共通で利用できます。9) 令和9年2月1日(月)以降は利用できません。加盟店の方にご迷惑となるため、期間内に必ずご利用ください。

【別表：申請対象となるリフォーム工事一覧表】

工事箇所	対象工事の例		
玄関	ドア(扉)の交換、土間の修理・張替		
	引戸への改修		
	手すり・スロープの設置		
台所	台所(システムキッチン含む)・ビルトインコンロ・オーブン・換気扇の新設・入替・修理		
	給湯器(エコキュート・エコジョーズ等)の新設・取替・修理		
	灯油ボイラーの設置・交換・修理		
	住宅用火災警報器の設置		
	カウンター・棚・収納等の設置 ※家具の設置は除く		
お風呂	ユニットバス・換気扇の新設・入替・修理		
	風呂釜の取替・修理		
	手すりの設置		
	浴室乾燥機の新設・入替・修理		
	給湯器(エコキュート・エコジョーズ等)の新設・取替・修理		
	灯油ボイラーの設置・交換・修理		
洗面台	洗面台の新設・入替・修理		
	カウンター・棚・収納等の設置 ※家具の設置は除く		
トイレ	トイレの新設・入替・修理(和式から洋式への変更/ウォシュレット対応等)		
	ペーパーホルダー等の新設・入替・修理		
居間・寝室・客間・ 子ども部屋・納戸	壁紙等の貼替		
	断熱材の施工(壁内)		
	断熱サッシの取付、サッシ・二重窓の取替、網戸の交換・張替え		
	ドア(扉)の交換、引戸への改修工事		
	カウンター・棚・収納等の設置 ※家具の設置は除く		
	間取り変更に伴う壁等の設置		
	段差解消のための工事(バリアフリー化)		
	配線・配電・配管工事を伴う場合に対象工事となるもの	エアコンの設置	
		ガス暖房器具の設置・交換・修理	
		換気空清機・ロスナイの設置・交換・修理	
		シーリングファンの設置・交換・修理	
照明器具の設置・交換・修理			
スイッチ・コンセントの新設			
住宅用火災警報器の設置			
その他電気配線工事(配電盤の取替・修理等)			
ベランダ・バルコニー	塗装(塗替)・防水のための工事		
	配線・配電・配管工事を伴うもの	照明器具の設置	
		スイッチ・コンセントの新設	
	住宅と一体のもの	ウッドデッキの設置	
		カーポートの設置	

【別表：申請対象となるリフォーム工事一覧表】

工事箇所	対象工事の例		
外壁・屋根・軒天・雨どい	外壁や軒天の塗装（塗替）・防水加工・改修		
	耐力壁・筋交いの設置		
	屋根・瓦の葺替		
	屋根への雪止の設置		
	軒天・雨どいの改修・修理		
床・廊下・階段	畳の取替え、表替え		
	畳からフローリングへの改修（フローリング→畳への改修）		
	照明器具の設置 ※配線・配管工事を伴うもの		
	段差解消のための工事、手すりの設置（バリアフリー化）		
	カウンター・棚・収納等の設置 ※家具の設置は除く		
その他の対象工事	浄化槽から公共下水道への接続切替工事		
	単独浄化槽から合併浄化槽への接続切替工事		
	上水道管・汚水・下水排水管の改修・修繕		
	シェルターの設置		
	住宅の害虫・害獣の駆除（白アリ・ネズミ等）		
	住宅基礎の補強工事		
	太陽光発電システムの設置 ※敷地内及び所有地への設置除く		
	その他住宅の電気配線工事		
対象外となる例	対象外となる建物	住宅ではない建物（別荘・倉庫・納屋・物置等）	
		店舗兼住宅の内、住宅以外の部分（共用部のみ按分比で判断）	
		庫裡などの非課税の建物	
		住宅躯体との接続が確認できない建物等（離れ・プレハブ部屋・ウッドデッキ・カーポート・テラスハウス等）	
	対象外となる場所	外構・エクステリア工事と判断できるもの	
		（塀、門扉、パーゴラ、庭、アプローチ、防犯装置・システムの設置等）	
	居住目的でない土地（住宅のない土地）		
	設置・配線・配管等工事を伴わないもの	カーテンやカーペット（絨毯）等、インテリアの交換のみとなるもの	
		消火器の購入・交換、火災報知器の交換設置等	
		電化製品の購入	
施工業者による工事ではないもの（自ら施工したもの、DIY）			